

南和広域医療企業団
令和3年第1回総務委員会

開 催 日

令和3年2月26日

南和広域医療企業団議会 令和3年第1回総務委員会

目 次

○出席委員.....	1
○欠席委員.....	1
○傍聴者.....	1
○説明のため出席した者の職氏名.....	1
○職務のため出席した者の職氏名.....	2
○開会宣言.....	3
○会議録署名委員の指名.....	3
○審議事項確認.....	3
○1. 付託議案について	
(1) 議第1号 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予 算(第4号)について.....	4
(2) 議第2号 令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計予算に ついて.....	6
(3) 議第3号 南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する 条例について.....	21
(4) 議第4号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関す る条例の一部を改正する条例について.....	21
(5) 報第1号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定).....	24
(6) 同第1号 南和広域医療企業団監査委員の選任につき同意を求 めることについて.....	27
○2. 報告事項.....	26
(1) 令和2年度診療状況について.....	26
(2) 令和2年度収支状況について.....	26
○3. その他.....	28
○審議終了.....	30
○継続審査申出.....	30

○委員長報告.....	31
○閉会宣言.....	31
○署名委員.....	32

南和広域医療企業団議会 令和3年第1回総務委員会会議録

令和3年2月26日（金）午後2時30分開会

午後3時45分閉会

出席委員（13名）

委員 秋本 登志嗣
委員 山本 隆敏
委員 松田 哲子
委員長 銭谷 春樹
委員 小西 規夫
委員 玉岡 紀生
委員 大丸 仁志

委員 福塚 実
委員 北 マユ美
委員 脇坂 博
委員 別所 誠司
委員 和田 晃裕
委員 松本 博行

欠席議員（0名）

傍聴者（8名）

説明のため出席した者の職氏名

（南和広域医療企業団）

企業長職務代理者副企業長 藤井 純一
副企業長 松本 昌美
財務用度課 小泉 辰男
医事課長 和田 光司

事務局次長 森本 哲二
人事課長 森田 英之
経営管理課長 大西 和徳

（吉野病院）

事務長 大谷 保

（五條病院）

事務長 佐々岡 正

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鶴西弘孝	書	記	安満英之	
書	記	永吉雅一	書	記	内田恭介
書	記	瀧本佑梨子			

◎開会宣言

○銭谷委員長

本日の出席委員は13名ですので、委員会条例の第11条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることを御報告いたします。

本日の委員会は委員会条例第15条の規定により、公開としていますので、傍聴を許可することで御了解願います。

なお、本日の委員会における質疑及び答弁は全て着座のまま行っていきますよう、お願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○銭谷委員長

次に、会議録署名委員を指名いたします。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

それでは、私から署名委員を指名いたします。

小西委員、和田委員を署名委員に指名いたします。

◎委員会出席要請確認

○銭谷委員長

次に、当委員会に出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎審議事項確認

○銭谷委員長

さて、当委員会につきましては、本会議より付託を受けました議案等について審議を行います。

委員会の進行につきましては、次第に基づき、1. 付託議案についての審議に併せて、2. 報告事項も併せて理事者側より説明及び報告を求め、最後に3. その他について御審議いただく形で進めたいと思います。

◎ 1. 付託議案について

(1) 議第1号 令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(4号)について

○ 銭谷委員長

初めに、1. 付託議案について、審議を進めます。

議第1号、令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第4号)について、理事者の説明を求めます。

藤井企業長職務代理。

○ 藤井企業長職務代理

では着座にて失礼をいたします。

それでは令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第4号)について御説明をさせていただきます。

議案説明資料の1ページ、議案資料1をお願いいたします。議案説明資料のほうでございます。表紙が黄色っぽいもの。その資料の1ページ、議案資料1をお願いいたします。

今回の補正予算は、昨年12月25日に通知されました、国の新型コロナウイルス感染症患者等入院受入れ医療機関緊急支援事業によるものでございます。

新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入れ病院に対しまして、病床数に応じて令和2年12月25日から令和3年3月31日までの新型コロナウイルス感染症対応を行う医療従事者の人件費と、院内等での感染拡大防止等に要する費用が全額国の補助の対象となりまして、補正予算計上をお願いするものでございます。

また、従来の院内感染防止等に対します県の補助金につきましても、追加の医療機器等のほうにかかる費用を補正予算計上をお願いするものでございます。

資料まず上段、南奈良総合医療センターの収益的収支につきまして、支出の給与費で、新型コロナウイルス感染症対応を行う医療従事者に対しまして、特殊勤務手当、1億5,360万円。時間外勤務手当、405万円。病院出入り口で検温業務を行うために雇用いたしました職員の賃金、27万円と、手当8万円の、合計1億5,800万円でございます。

す。財源は全額、国の緊急支援事業補助金でございます。

新型コロナウイルス感染症医療従事者等激励金につきましては、県の基金による激励金でございますが、令和2年4月から6月分を第3号補正予算として予算通知をさせていただきました。今回はその続き、令和2年7月から11月分までが新たに支給されることになりましたので、440万円をその他特別損失として、県より支給される同額の440万円を、その他特別利益というふうにして計上いたしております。

総計で病院事業収益、費用とも同額の1億6,240万円となり、財源は全額国、県の補助金でございます。

続きまして、中ほど中段、資本的収支といたしまして、支出で新型コロナウイルス感染症対応のための回診用のエックス線撮影装置、超音波画像診断装置等、機械備品購入費が2,600万円でございます。財源は国緊急支援事業補助金と県の院内感染防止等に関する補助金でございます。

一番下の段、五條病院の収益的収支は、新型コロナウイルス感染症医療従事者等激励金10万円を、その他特別損失として、財源の県補助金10万円をその他特別利益というふうにしております。

以下、2ページ、3ページは詳細資料になっていきますので、御参照お願いいたします。

以上、補正予算（第4号）の説明でございます。よろしく申し上げます。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第1号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

今回のコロナ対策ということの中で、県、国からのコロナ対策の手だてだと思います。

参考に、この補正額、支出のほうで、今の御説明を賜りました特殊勤務手当、時間外勤務手当、それぞれ人数の掌握がされてるかと思えますけれども、参考のために分かるようでしたら教えていただきたいと思えます。

○藤井企業長職務代理

特殊勤務手当につきましては、12月25日から3月31日までの間ということに対象を区切られておりまして、月額8万円の特殊勤務手当を、基本は南奈良総合医療センター

に勤務している職員たちに支給するというふうになっております。

ただ、コロナ病棟に勤務しております職員につきましては、さらに従来から支給しております、防疫手当を増額いたしまして、その3か月間に関しては支給するというところでございます。

それから時間外勤務手当につきましても、コロナ対応ということで、これは財源充当できるということですので、これは従来発生するであろう時間外勤務手当の財源として充当したいというふうに考えております。

人数につきましては後ほど御報告させていただきます。

○北委員

分かりました。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員、いませんか。

(「いません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号、令和2年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第4号)について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第1号については、原案どおり可決することに決しました。

(2) 議第2号 令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について

2. 報告事項

(1) 令和2年度診療状況について

(2) 令和2年度収支状況について

○銭谷委員長

次に、議第2号、令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計予算についての議題といたしますが、関連する次第の2、報告事項の令和2年度診療状況について、及び(2)令和2年度収支状況についても併せて理事者の説明を求めます。

藤井企業長職務代理。

○藤井企業長職務代理

令和3年度南和広域医療企業団病院事業予算、当初予算についての御説明と、併せまして令和2年度、今年度の診療状況及び収支状況について説明をさせていただきます。少々長くなりますが、よろしくお願いたします。

まず、今年度の診療状況ということで、資料の青い表紙のほう、総務委員会説明資料をお願いします。今までと違う、もう一つの青い表紙のほうでございます。

説明資料の1ページ、資料1をお願いいたします。

まず今年度4月から12月までの診療状況についてでございます。

この資料のグラフは、前年度と今年度の延べ患者数と、1日当たりの患者数を月別で示したグラフでございます。

棒グラフのほうは延べ患者数で、青色が前年度、緑色が今年度。上にあります折れ線グラフのほうは1日当たりの患者数で、オレンジ色が前年度、赤色が今年度というふうになってございます。

また、グラフの下側には4月から12月までの患者数と、診療単価などにつきまして前年と比較した表となっております。

まず資料上側の入院患者等の状況について、3段目にあります表、4月から12月の累計比較を行っています。南奈良総合医療センターでは、新型コロナウイルス感染症の専用病床確保などによりまして、病床稼働率が87.7%と、80%台となっております、グラフで示しますとおり、5月の患者数の減が大きく、特に7月以降、1日当たりの患者数は200人を超えてはいますが、各月とも前年を下回っております。

診療単価につきましては、令和2年4月の資料報酬の改定で新設されました、地域医療体制確保加算の算定などによりまして、DPC係数の増加ございまして、前年より上回っているという状況でございます。

続きまして、吉野病院でございますが、病床稼働率が86.9%と、前年度より若干下がりがりまして、患者数は前年を下回っています。

診療単価につきましては、リハビリの実施単価数の増などによりまして、前年を上回っ

ている状況でございます。

五條病院におきましては、病床稼働率が89.3%と、前年とほぼ同確率となっております。患者数は前年並みというふうになっております。

診療単価につきましては、吉野病院と同様にリハビリの実施単位数の増などによりまして、全年を上回っております。

次に資料下側の一番下の表、外来患者数等の4月から12月の累計比較を御覧ください。

外来の延べ患者数は外来の診療日数によって増減をいたします。まず南奈良総合医療センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、全年と比べ大幅に減少し、グラフで示しますとおり、4月から5月にかけて前年より大幅な減となっております。6月以降、患者数は増えておるものの、各月とも前年を下回っているという状況でございます。

診療単価は、訪問診療、訪問看護の件数増などによりまして、全年を上回っております。

吉野病院では、患者数は前年を下回り、診療単価は訪問診療件数等の増などによりまして、前年より若干上回っているという状況でございます。

五條病院では、患者数は前年を上回り、診療単価は訪問診療件数の増などによりまして前年を上回っているということでございます。

次のページ、資料2ページをお願いします。

救急搬送の状況でございます。まず資料左上の救急車搬送患者数につきましては、この表は奈良県広域消防組合から提供いただいた情報を基に作成をしております。

表1上部の黄色の南和地域計の欄を御覧下さい。南和地域の総搬送数は前年より527件減の3,136件となっておりまして、そのうち南奈良総合医療センターでの受入れ数は前年より270件減の2,102件の受入れというふうになっております。

南和地域の総搬送数に対する受入れの比率、収容率でございますが、これは67%と、前年を上回っている状況ではあります。

なお、開院以来の収容率につきましては、会員初年度の平成28年度が65.9%、平成29年度が66.0%、平成30年度が66.8%、平成31年、令和元年度が64.8%というふうに推移しておりまして、今年度は12月時点で67%という状況でございます。

また、全体の受入れ数、一番下の総計欄になりますが、前年より282件減の2,424件となっております。

要請がありまして、受け入れた応需率という比率で申しますと、県全体の数字になりますけれども、県救急医療管制システム、e-MATCHというもので、そのデータで見ると、87.2%と前年より少し低くなっておりませんが、表に記載がございませんが、南和地域内の消防署に限った応需率で捉えますと、89.9%となっておりまして、全年の89.8%並みを維持をしております。

次に資料下側のドクターヘリ出動・搬送状況では、4月から12月にかけての出動件数は前年より61件減の320件で、うち南奈良総合医療センターへ搬送されたものは、前年より37件少ない74件となっております。

次に右側の表を御覧ください。救急患者数全体の状況でございます。

合計の救急患者数は12月までの累計で8,852人、前年より1,109人の減となっております。

特に、ウオークインの救急患者が前年度より大幅に減少しておりまして、それに伴って軽症の患者が大幅に減少しているという状況でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症を懸念して受診を控えた方がいらしたのではないかというふうに推測をしております。

次に、南奈良総合医療センターにおけます新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等の状況についての説明をいたします。同じ資料の次のページ、3ページをお願いします。

まず入院の状況でございます。資料のグラフは日ごとの新型コロナ陽性患者数と確保病床の稼働率を示したグラフになっています。

下側の棒グラフが陽性の患者数、上の折れ線グラフが確保病床の稼働率を表しております。グラフを見ていただきますと、4月に陽性患者の入院が発生いたしまして、増加の兆しが見えたために、4月16日から専用病床として3階西病棟に13床、HCU1床、計14床確保いたしまして、5月の2日からは3階西病棟の全病床47床に加えまして、HCU1床の計48床を専用病床として運用いたしました。5月中旬までは1日最大6人の入院と、大幅な増加はなく、5月中旬以降には陽性患者の入院がなくなりまして、感染患者が落ち着いたことから、専用病床をHCUを含め18床に縮小いたしました。

その後、7月中旬から陽性患者が再び増加し始め、4月5月のときより患者が多くなりまして、専用病床を4床増やしまして、22床での運用で対応いたしました。

8月中は患者が多く、8月中旬には稼働率が最大73%というふうになりましたが、8月下旬以降、患者が減少傾向となりました。その後、11月から第3波で陽性患者が増え

始め、7月、8月以上の入院患者数となったため、専用病床を徐々に増やしまして、12月11日以降は3階西病棟で37床、HCU1床の計38床を確保し、対応いたしております。

また、11月下旬からは陽性患者以外に疑似症例の患者につきましても資料記載のとおり、別途病床、現在10床でございますが、確保いたしまして対応しているという状況でございます。

12月以降、新型コロナウイルス感染症入院患者は、ほぼ毎日20人以上となっております、稼働率は50%から60%台を推移し、最大73%の稼働率となった日もございました。

また、11月以前は軽症の方が多かったのですが、この時期に関しましては高齢者施設でクラスターが発生したということもございまして、重症、中等症の患者が増えていまして、12月以降重症、中等症の患者の割合が高くなっています。

なお、御存じのとおり、2月に入りまして入院患者が非常に減少しております。本日の段階で入院患者はもう3人という状況でございます、いずれも中等症の方というふうになっております。

市町村別の入院患者数でございますが、中段にあります表のとおり、1月28日現在で全体で220人となっております、そのうち約23%に当たります51人が南和医療圏の方で、残り77%が他の医療圏の方というふうになっております。

次に、これによって収益にどう影響が出てくるのかということでございますが、専用病床を確保いたしました3階西病棟を取り出して収益の状況をまとめたものが一番下の表でございます。

下にあります、延べ患者数につきましては、累計の欄を見ていただきますと12月まで累計で3階西病棟全病床の約半数に当たります、延べ6,024床を専用病床として確保をいたしました。

今年度におきます3階西病棟の診療実績ベースによる収益を見ますと、患者数の減にともないまして、12月までの累計、右端の欄を見ていただきますと、前年比で67.7%、30%以上の減収となっておりますが、コロナ感染症の専用病床の空床保障、補填の補助金がございますので、これが12月までの累計で約3億円ございます。この補助金を含めますと前年比116%と、前年度より増収というふうになっております。

3階西病棟以外の病棟につきましては、前年と同様、高稼働率で推移しておりますので、

現在のところ前年度以上の収入になるというふうに見込んでおります。

次のページ、4ページをお願いします。

この資料のグラフは外来の状況でございます。日ごとの救急外来の受診患者の状況でございます。受診された患者をコロナの疑いで受診し、結果的に陽性であった患者をコロナの陽性、コロナの疑い受診し、結果的には陰性であったという患者をコロナの疑いと、その他の疾病患者というふうに分けて示してあるグラフとなっております。

上段の表を見ていただきますと、12月までの累計で救急外来患者、先ほど御説明いたしました全体8,850人ございますが、このうちコロナ陽性が212人、コロナ疑いが1,643人ということで、合計1,855人の方がコロナ感染症関連の受診というふうになっておまして、全救急外来患者8,850人のうち、2.4%に当たります212人がコロナの陽性の患者だったということでございます。

各月の陽性割合、あるいは疑いの割合をみますと、11月以降の陽性の割合と、疑いの割合が高くなっているという状況でございます。

次に、資料の下段にコロナの疑いで受診し陽性であった患者、疑いのみで受診し陰性であった患者の市町村別の患者数を計算しておまして、コロナの陽性患者につきましては、212人のうち約3割が南和地域の方で、7割が南和地域以外の方。コロナの疑いで受診し、陰性であった患者につきましては1,643人のうち南和地域の方が約8割、2割の方が南和地域以外の人というふうになってございます。

続きまして、令和2年度の収支状況について説明をさせていただきます。

次のページ、5ページの資料2をお願いいたします。

この表は左が現在の現計予算額、真ん中が決算見込み、そして右が現計予算と決算見込みの差額を表しております。

まず一番上のピンクの行、1の総収益の欄でございますが、予算額は3病院合わせまして105億1,000万円でございます。これに対しまして決算見込みは予算に比べまして、右端、2億2,100万円程度少ない決算見込みとしましては、102億8,900万円程度と見込んでおります。

内訳につきましては記載のとおりでございますが、新型コロナウイルスの影響などによりまして入院収益、外来収益を合わせまして7億600万円程度予算を下回っております。

しかしながら、空床補償と国、県の補助金の増が5億4,100万円ございますので、医業収益全体といたしましては、2行目の黄色の行になりますが、予算より2億900万

円減の見込というふうになっております。

次にピンクの行の2つ目のところですが、2の総費用につきましては、予算額は3病院合わせまして104億9,800万円で、決算見込み額は予算に比べまして2億1,000万円程度となり、102億8,800万円を見込んでおります。

内訳につきましては、給与費で6,400万円の減、材料費で1億2,200万円の減となっております。これらの結果、収支差引でピンクの行の4つ目のところ、6の純損益の欄でございますが、新型コロナウイルスの影響は大きいものの、国、県の補助金等によりまして、決算見込みは100万円の黒字となるというふうに見込んでおります。

また、現金の収支をともなわない非現金収支科目を加減いたしまして、さらに県から借り入れております借入金の返還金も差し引きいたしました、一番下の行になりますが、借入金返還後収支につきましても、6,500万円の黒字というふうに見込んでおります。

結果的に黒字が確保できる見込みとは言えましても、今年度は多額の補助金を充当した結果でありまして、引き続き経営状況の注視とさらなる経営改善の取組が必要というふうと考えております。

長くなりましたが続きまして、資料戻っていただいて、議案説明資料のほうをもう一度お願いします。

資料の4ページ、議案資料の2、南和広域医療企業団病院事業会計当初予算概要についてでございます。

まず収益的収入及び支出でございます。収入におきましては、第1款、南奈良総合医療センターで、第1項、医業収益から、第5項、特別利益まで合計で81億4,300万円余を予定しております。

次に第2款、吉野病院で、第1項、医業収益から、第3項、特別利益まで11億8,000万円余を予定をしております。

次に第3款、五條病院で、第1項、企業収益から第3項、特別利益まで9億8,500万円余を予定しております。

以上、企業団合計で103億900万円余を予定をしております。

続きまして右側、支出でございます。第1款、南奈良総合医療センターで、第1項、医業費用から第6項、予備費まで81億8,500万円余を予定しております。

次に第2款、吉野病院で、第1項、医業費用から第4項、予備費までの11億200万円余を予定をしております。

次に第3款、五條病院で、第1項、医業費用から第4項、予備費までの10億1,700万円余を予定しております、企業団合計で103億500万円余を予定しております。

以上の収入支出によります収支でございますが、右横の黄色の着色部分でございます。

収支の欄に記載しておりますとおり、企業団全体で378万7,000円の黒字予算というふうになっております。

さらに現金収支をとまわらない非現金収支分を加減した収支につきましては、実質収支欄のとおり、1億7,302万6,000円の黒字となりまして、さらに県から借り入れしました借入金の返還金、5,377万3,000円を差引きいたしますと、1億1,925万3,000円の黒字予算というふうになっております。

続きまして資料の下半分、資本的収支でございます。

収入におきましては、第1款、南奈良総合医療センターで、第1項、負担金4億1,600万円余。第2項、企業債1億6,000万円余。合計5億7,600万円余。

吉野病院では第1項、企業債の720万円。五條病院はございませんので、企業団全体で5億8,300万円余を予定しております。

次に支出ですが、第1款、南奈良総合医療センターで、第1項、建設改良費から第3項、県借入金返還金までの6億5,700万円余を予定しております。

第2款、吉野病院では、第1項の建設改良費出3,400万円余。第3款、五條病院では第1項、建設改良費から第2項、県借入金返還金で、2,000万円余を予定しております、以上、企業団合計で7億1,200万円余を予定しております。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額、企業団合計で1億2,925万5,000円ございますが、損益勘定留保資金で補填する予定でございます。

令和3年度当初予算案の収益的収支の考え方でございますが、ポイントにつきまして、資料2ページめくっていただいて、6ページで御説明をさせていただきます。6ページをお願いします。

考えのポイントでございます。まず収益でございますが、医業収益につきまして、入院収益、外来収益とも、新型コロナに係る部分とそれ以外の部分というふうに見込みを立てております。入院収益につきましては、令和2年度と比べまして、1億6,102万7,000円、3.0%の減額としておりまして、令和2年度の実績にリハビリ体制の強化、新たに算定可能となる加算による収支、増収等見込、患者数、診療単価を設定しており

ます。

新型コロナにつきましては、今後の感染状況はなかなか見通せないという中、予算上は令和2年度の年間平均を基に患者数、診療単価を見込んでいるということになっております。

外来収益では、令和2年度に比べまして7,336万5,000円、3.1%の減額としておりまして、令和2年度の実績にリハビリ体制の強化、在宅診療件数の増による増収を見込みまして、患者数、診療単価を設定をしております。

外来も新型コロナにつきましては、令和2年度の発熱者外来の実績を基に、患者数、診療単価を見込んでおります。

県補助金につきましては、令和2年度と比べまして、2億9,614万9,000円、345.5%、大幅増額としておりまして、これは新型コロナの入院外来収益と連動いたしまして、新型コロナ感染症入院患者の病床確保補助金、あるいは発熱者の外来補助金を令和2年度の実績を基に見込んでいるということになっております。

続いて、費用につきましては、給与費は令和2年度と比べまして、6,529万8,000円、1.3%の増額としております。令和2年度の執行見込を基礎に、年度末の退職見込みによる減、新年度採用見込及び定期昇給による増額及び体制強化のための職員増による増額を計上しております。

診療収入に対する給与費の比率は、分母であります診療収入が減少するということがありまして、63.1%から65.8%の金額の増以上に上がってしまうということがございます。

なお、類似の病院の人件費率を見ますと、医療圏の状況でありますとか、病院の機能によりまして、ばらつきが大きい状況でございますが、全国の一部事務組合あるいは企業団が設置する200床から299床規模の病院の平均を取りますと、平成30年の数字でございますが、68.3%というふうになっておりまして、ばらつきはあるものの極端に大きいというわけではないというふうに考えております。

続きまして、材料費につきましては、令和2年度と比べまして8,830万8,000円、5.7%の減額としておりまして、入院、外来患者数の減に連動した減額、新型コロナの影響を考慮いたしまして、前年度の令和元年度の実績を基に計上いたしまして、材料費率は19.3%から18.7%という比率に抑えております。

経費につきましては、令和2年度と比べまして、9,631万4,000円、4.4%

の増加としておりまして、固定的経費の見直しにより、主なものとしまして、入札によります新電力会社の切替による電気使用量の減でございます。約3,500万円。来年度契約更新にともないまして、適正人員と単価の実情に合わせて積算を見直した結果によります給食業務委託料の増加、約4,400万円。来年度契約更新にともないまして、ユニフォーム、寝具、タオル等の数量等を見直した結果によります、洗濯委託料等の増額が、約1,400万円。新規事業といたしましてマイナンバーカードと健康保険証を連携するオンライン資格確認連携システムにかかります経費が1,100万円と、こういうところを見込んでおります。

資料5ページに、令和2年度予算との増減理由、7ページから9ページまでは3病院それぞれの収益費用の目節レベルの内訳を記載しておりますので、御参照をお願いします。

少し飛んでいただいて、資料の10ページをお願いいたします。

資本的収支の事業概要、企業債の対象について御説明をいたします。

南奈良総合医療センターにつきましては、資本的支出、6億5,700万円余のうち、病院改築事業費1億1,500万円余の、主なものとしまして、耐震性貯水槽の設置工事費が1億428万円でございます、これは災害拠点病院の指定要件に、3日間の水の確保ということが、この4月から新たに追加されることになるということございまして、そのために貯水槽の設置が必要となるというふうな内容でございます、起債対象となるということでございます。

機械備品等購入費、7,500万円余のうち、医療機器購入費が6,608万6,000円のうち、大型備品の5,608万6,000円が起債対象となります。主なものは記載のとおりでございますが、いずれも開院の前から使用しているものがございまして、診療機能を維持するために更新が必要ということでございます。

吉野病院につきましては、資本的支出3,400万円余のうち、備品購入費の807万8,000円のうち、耐用年数の超過により更新する患者のベッド14台、723万円が起債対象になります。

大型の機械備品の購入でありますとか、病院の改修案につきましては、新たな負担が発生するというのもございますので、これからの病院の機能、あるいは規模を検討いたしまして、今後の収支見通しの前提にもなる、中期的あるいは長期的な導入計画、投資計画というのは必ず必要というふうには考えております。

今年度の新型コロナの影響等で先の見通しに不安定な状況が生じまして、投資計画を含

みます中期計画の策定が遅れておりますが、今後医療機器の整備計画、中期計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第2号及び次第の2、報告事項に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

まず10ページの今、企業債について詳細にわたり御説明を賜りました。まず1点、耐震性貯水槽設置工事、1億、この財源がかかるわけでありますけれども、この工事に関しては県、国、そういう部分からの財源措置はあるのでしょうか。

それとともに、3日間の水の確保ということでもありますから、これは飲料水という認識でよろしいのでしょうか。

それと3つ目に、この水の確保という視点では、今大きな公共事業として雨水の利用が本当に推進されているかと思えます。多くの災害にしっかりと備えるという意味では、この雨水に関しての貯留槽、そういう部分は今どのような視野であるのかということと、この3点、お聞かせいただきたいと思えます。

○銭谷委員長

事務局次長。

○森本事務局次長

お答えさせていただきます。

まず第1点ですが、この貯水槽の工事にかかる県とかの支援というのはございませんので、全て企業債で賄って工事させていただきたいと思えます。

それと雨水の利用という観点の御質問でございましたけども、ただいまトイレ等で使っております水につきましては一応雨水を使っての下水処理という形で、飲み水の貯留槽で使っている水はほとんど使っておりませんので、今の貯留槽の部分については全て飲料のほうで使う水というふうになっております。

もう1点は、飲料水ですが、今現在、南奈良総合医療センターでは、約1日当たり約100立米使っております。その3日間というので、300立米の水が必要となっております。

りますので、300立米を目指していただいた貯留槽の足りない部分について改めて追加で工事させていただくというふうな状況です。

医療用の水は全て貯留槽からの水を使っておりますので。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

3日分、今もう想定外の災害がいつあるか分からないということとともに、入院患者の皆様、または平時からお仕事をしてくださっている病院職員の皆様、それとまた併せて外来等にお見えになる皆様、災害時、動きが取れないときでは当然のことながら自宅においても3日分の飲料水の確保とは言われております。

平成28年に南奈良総合医療センターが発足いたしました、スタートをいたしました。今、平成で申し上げますと33年という観点で、病院側としては災害時に備えて今回、内容的にはとても大事なことだと思えます。計画段階の中で平成28年度、スタートしていただいているわけでありますけれども、何か今この飲料水の確保という部分が昨今の想定外の災害を視野に入れて、確保を保つべきだというお考えで今提案されているのか、それか、平成28年度より粛々と議論をされて、この方向性にたどり着かれたのか。少しその辺もお聞かせいただきたいと思えます。

○銭谷委員長

藤井企業長職務代理。

○藤井企業長職務代理

現状でその飲料水であるとか、医療の水がちょっと足りない、災害時に足りないという状況になっておりますけれども、確保についてはどういうふうにしていくかという議論ももちろん続けておりましたが、この4月から基準が、災害拠点病院の基準が明確にされたということがありまして、300立米という基準が数字で出てまいりましたので、これは急遽する必要になったということでございます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

分かりました。この南奈良総合医療センターは確か緊急電力融通という形では、いろいろと全国的にもすごく先進的な電力融通がされておられます。また、近くのコンビニの横

でも、そのような災害時ということでは病院機能にその電力を送るという観点では共有なさっていたんじゃないかと思われます。

しかし300立米という指針が出され、特に起債ということですので、これは構成団体一丸となり、この企業債ということですので、今後やはり私たちの地域の住民の皆様から御負担をいただくということでもあります。しかし、命を守るということですので、十分理解はできます。しかし、今300立米という目標が今改めて具体的にあったということをお聞かせいただきましたので、当然のことながら今までからその必要性があるんだとしたら、少しずつさまざまな準備が、突然ですので、突然企業債として必要であるということまで今回上がってきてますので、やはり私たちは議会に帰ってもこのことにつきましては十分な御説明をさせていただき側議員団でございますので、お聞かせをいただきました。

それと、少し一番最初に条例改正も出ておりますけれども、体制の強化、病院側の職員さんの人数の増ということもありますが、この体制の強化という観点では具体的にどのような体制の強化、私ども大淀町といたしましても、人員、不補充、退職者不補充というような形で、さまざまな財政健全化と向き合いながら苦渋の選択がなされております。しかし、病院というのは命を守るという砦でありますので、本当に必要な看護師さんにしても先生方にしても、いていただかないと困ります。今回、その財政もともなう中での、また今言わせていただいたこともしっかりと認識した上で、体制強化ということですので、今回上程されている体制強化という部分の思いであったりとか、状況をお尋ねします。

○銭谷委員長

藤井企業長職務代理。

○藤井企業長職務代理

はい。そのこと、いずれ後ほど御説明というところなんですけど、まず体制強化につきましては、現在の病院機能を考えますと、例えば救急体制であったり、あるいは例えばリハビリにつきましても、より件数を上げると、それはまた収益につながる部分がありました。あるいは検査部門、あるいはレントゲン部門につきましても、やっぱり患者にお待ちいただいとるか、そういう部分がありますので、そういう部分を機能強化が1つありますのと、大きいのはやはり昨年度からいろいろ申し上げてますように、地域包括ケアの取組の中で、例えば地域に出ていってもらって看護師さんの養成であったり、あるいはリハビリの職員を地域の健康づくり等に派遣しようであったりという動きがあったり、あるいは大きいのは訪問看護ステーションの強化と、こういったところで、今回の条例の話につき

ましては、そこの先を見越して上限である定数を決めるというふうな内容になっておりますので、財政強化といいますのは病院の機能強化の部分と、それから今後展開していく部分の強化ということでございます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

分かりました。特に地域包括ケアシステム、南奈良総合医療センターを骨格とし、各自治体でも進んでおりますが、アウトリーチ、訪問型っていうことの中での看護師さんや、さまざまな専門職、またはリハビリ。で、一つお伺いしたいんですが、今救急で患者様が病院に来られます、また外来でも来られます。いわゆる、失礼な言い方になるかも知れませんが、私たちも日々スキルアップと申しますか、やはり上げていかないといけないという部分がございます。その上では、人員の確保とともに今おられる、そういう携わってくださってる皆様方のスキルアップ、いわゆる時間がかかるということではありますが、それは2つに分かれるかと思うんですね。それは1つには、本当に御尽力いただき、エキスパートの看護師さん、先生方でございますが、なお一層時間の短縮につながうと思うならば、やはりそういう先生方のいわゆる、さらにさまざまな力をアップするというか、一方でそういうことも御尽力いただきたいと思っております。当然していただいているかと思いますが、その点はいかがでしょうか。圧縮という視点で。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

ただいまの質問でございますけども、実際救急医療体制のところは、先ほど説明がございましたように、大体応需率が9割弱というところでございますけども、それでもやはり10%程度やむを得ずお断りせざるを得ない現状でございます。

それに対して、体制強化ということは当然必要でございますので、人員もそれなりの目標があるかと思えます。一方で、今御指摘のありましたように、それぞれの医師、看護師のスキルをいかに上げていくか。そしてそれをいかに効率的に配置させるかというところが大変重要な課題だというふうに認識しております。

一方で、今般の勤務医師の働き方改革等の問題がございまして、やはり長時間労働というのを避けながら、いかに効率よく勤務していただくかというところがございますけども、

例えばそんな中で専門医がいつも常駐することができません。したがって、専門外と
いうようなお断りが発生することがございます。したがって、それに対しまして、コ
ンサルトをできるような、いわゆるオンコールのような形でそういう電子媒体をもってコ
ンサルトできるような体制をもって、今までやってきておりますので、その点を少し、さ
らに充実していくということを1つは考えております。

また一方で、専門外以外に、まず見るという姿勢をいかに植えつけるかということで、
そういった意味で全国的にも総合医が大変必要だということが言われておりますので、当
院の教育システムの中に、総合診療科の研修プログラムというのが、そういう基幹型のプ
ログラムを設置してございまして、総合医を養成する体制を強化しております。少し時間か
かりますが、実際来年度、総合医にエントリーしてきた4名の若いドクターも実績とし
てございます。そういった方をしっかりと教育して、専門外であってもまず見るという体
制を強化していきたいというふうに考えています。

一方あと、お断りする一つの大きな要因に、どうしてもベッドの稼働率が高うございま
すので、その97、98%のベッドの稼働率をいかに効率よく使うか。要は、ベッドが満
床のためにお断りせざるを得ない実態がございますので、その稼働率をいかに確保しなが
ら空床を確保するかという、これまた非常に工夫が必要でございます。

そのために、やはり在院日数を短縮、ですから地域の方々には救急で1週間から10日
ぐらいいは大変入院加療としては必要でございますので、やや落ち着いた状況になりました
ら、五條病院、吉野病院に、場合によっては転院していただくとかってというようなことで、
救急の病床をできるだけ確保するような工夫をさらにしていこうということを、これ従来
よりやってございまして、それもかなり効果は上げてきておりますので、昨年の実績に比べ
ますと約1日ぐらいの在院日数の短縮もつながってきておりますけれども、今年度は実は先
ほど話ありました、コロナの空床確保がございまして、その空床確保をするために最大3
8床の空床を確保しながら、残りの病床を効率よく動かしているという状況の中で、やは
り一般の病床として、なかなか苦慮しながら運用しておるような、今年度は状況でござい
ました。

いずれにいたしましても、ベッドを確保するために、例えば救急のところにあります、
観察室をうまく利用して、半日ぐらい、少しちょっとそちらで経過見ながらベッドが空い
たらすぐに上がっていただくとか、いろんな工夫をしながらやっておると、そんな状況で
ございます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

ありがとうございました。

コロナ禍の中、大変御苦労いただいているかと思えます。その上で、やはり構成団体、私たちが住民の皆様の大切な税金です。命を守る砦をお守りしている側でもございます。そういう部分で予算計上される中で一つ一つが大変大事になってきます。その中でそれぞれの自治体でも圧縮をかけるところ、最重要課題であるけれども、それにできない部分もありますので、今回、今御説明をしていただきました体制強化、特に今、院長のほうからもスキルアップということも申してくださいました。そのことも十二分に大変失礼であります。体制を強化する、人員を増やすとともに、できれば大変な思い、働き方改革で体調を壊すようなことがあっては、絶対にあってははいけません。そこを両車輪に本当に連携を取る中で最適な形をおつくりいただきたいと思えます。大変お世話になります。よろしくお願ひいたします。委員長、済みません、以上です。

○銭谷委員長

お疲れさんです。

ほかに質疑のある委員いませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

いないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号、令和3年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第2号については原案どおり可決することに決しました。

(3) 条例改正に係る議案の審議について

①議第 3 号 南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について

②議第 4 号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○銭谷委員長

次に条例改正に係る議案を一括して審議します。

議第 3 号、南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について、議第 4 号、南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

藤井企業長職務代理。

○藤井企業長職務代理

それでは条例案件 2 件、説明させていただきます。

まず議案説明資料のほうをお願いします。11 ページ、議案資料 3 をよろしくお願ひします。

南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

企業団設立以来、地域医療の充実など種々ある課題に対しまして、構成市町村、県、関係機関と緊密な連携を図りながら、限られた人員の中で効果的かつ効率的に運営、推進すべく取り組んできたところでございます。

先ほどの説明、ちょっと重複してまいります、今後は在宅医療、訪問看護事業の体制強化でありますとか、あるいはリハビリ技師などの地域への派遣、その他組織の機能強化を図るために当たり、必要な人材を確保し、病院運営や南和地域の地域包括ケアシステムの構築等に向けて、企業団が取り組むべき事業を推進するため、南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、表の職員定数の内訳にありますとおり、ニーズが高まっております在宅医療、訪問看護の強化、へき地診療所を始めとしますへき地医療支援の強化、医療専門職の派遣等によります市町村の介護予防や健康づくりなどへの支援、病院の医療の質、救急体制の機能強化と、今後の転換を見据えまして、看護職員、リハビリ等医療技術者、事務職員の定数を見直すものでございまして、条例では総定数を現行の 520 名から 540 名に改正したいというふうに考えております。

資料の次のページ、12 ページでございますが、今回の改正に当たりまして、参考まで

に企業団発足時からの職員数の推移をまとめたものでございます。

企業団全体の状況を把握していただくために、定数外でもあります非常勤職員、育児休業、県等からの派遣職員等の職員数も合わせてお示ししています。

本件条例に係る職員数等につきましては、下段に太字でお示しをしております。

発足当初から必要最低限の人数で、効果的かつ効率的な運用を目指して業務に取り組んでまいりましたが、五條病院の開院及び増床、各所属との体制強化、働き方改革の推進等、さまざまな状況に対応するために人材確保に努めてまいりました。

また、今年度は新型コロナ対応におきましても、想定以上の医療の負荷がかかりましたが、何とかここまで対応することができました。

今回は職員数の上限であります定数の見直しでありまして、実際の人材確保に当たりましては、運営のあり方や今後の事業の展開、また社会情勢や経営状況等も考慮した上で検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、施行期日は令和3年4月1日といたします。その他の資料として、条例の改正案も添付をしております。

続きまして、議案説明資料13ページ、議案資料4をお願いします。

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。県において、人事委員会勧告等に基づき、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例が改正をされました。これに準じまして、企業団の企業長等の給与及び旅費に関する条例を改正するものでございます。

具体的には期末手当の支給割合を企業長にあつては6月、12月とも現行の1.175から1.15に、副企業長にあつては6月、12月ともに1.7を1.675に引き下げたものでございまして、令和3年4月1日施行といたします。

説明は以上でございます。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第3号及び議第4号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 3 号及び議第 4 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第 3 号、議第 4 号については原案どおり可決することに決しました。

(5) 報第 1 号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定) について

○銭谷委員長

次に報第 1 号、専決処分の報告について (損害賠償額の決定) について、理事者の説明を求めます。

藤井企業長職務代理。

○藤井企業長職務代理

それでは報第 1 号、損害賠償の決定に係る専決処分の報告でございます。

資料の 14 ページ、議案資料 5 をお願いします。

まず事故の概要でございますが、平成 31 年の 4 月 15 日の午後の 8 時頃でございます。

翌日の業務の準備のために必要な書類を電車で帰ったのでは間に合わないため、企業団の公用車を使用いたしまして自宅に取りに帰った職員が、樫原市内の交差点で右折をする際に、横断歩道を歩行中の歩行者に気づかずに接触事故を起こしまして、歩行者に頭蓋骨の一部骨折と左足首の複雑骨折の外傷を負わせたものでございます。

被害者の方は、事故による負傷の結果、左足首の骨折によりまして左足に可動域障害が残りました。治療費のほか、左足に障害が残ったことによります後遺症慰謝料や障害慰謝料、逸失利益の補償等ございまして、損害賠償が 1,088 万 6,310 円という額になりました。

なお、損害賠償の全額を全国自治協議会の自動車事故共済金によりまして保険会社から相手方に直接支払いを行っております。

損害賠償の決定につきまして、令和 2 年 11 月 5 日に和解合意を行う必要がありまして、地方自治法第 292 条において準用いたします、同法第 180 条第 1 項の規定により専決

処分を行いましたので、本定例会に報告するものでございます。

事故を起こしました職員に対しましては、企業団の交通事故に対する対応基準が明確ではなかったために、市町村や県など過去の事例でありますとか基準を参考に対応基準を定めまして、それによりまして文書注意ということを行いました。特に医療に携わる職員であることから、私ども企業長・副企業長、管理者といたしましても、事故の重大性を十分認識すべきというふうに認識をいたしております。

また、交通事故につきましては、自動車の運転に当たっては、公私を問わず無事故、無違反を心がけるように職員に文書で徹底しているところでございます。引き続き交通事故を起こすことのないよう、徹底をしていきたいというふうに考えております。

なお、今回の事故につきましては、前回の議会の閉会後に示談、和解合意が成立したために、損害賠償の決定について専決処分させていただきました。手続にのっとり専決処分の御報告ということでございますが、損害賠償とも大きく、事前の御報告に行き届かない点もあったかと考えております。今後、しかるべき御報告を怠ることのないように努めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○銭谷委員長

御苦労さんです。理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

報第1号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

福塚委員。

○福塚委員

このような事故が公務であったと思うんですけども、この企業団公用車、何台あるのかちょっと分からないんですけども、その車についてドライブレコーダーまた今の車に標準でついてる車の安全ブレーキの装備状況とか、その辺はどのようになっているのかお聞かせもらえますか。

○銭谷委員長

財務用度課長。

○小泉財務用度課長

失礼します。公用車、企業団、10台ほどありますが、訪問看護等で使われる公用車につきましてはドライブレコーダーに関しては搭載されておりません。ナビとか安全機能つ

ていうのはありますけど、ドライブレコーダーに関しては搭載されておられません。

○福塚委員

これ、やっぱり事故等の加害者、被害者になる懸念があると思うんで、これも今標準につけとくほうが今後何らかの事故を起こしたときに警察に提出するなり、そういうふうな事故の状況を把握するためには必要となると思います。

また今現在の新しい車については自動安全ブレーキ、これ右折時に接触したということですけども、今の新しい機能であれば、これ止まっているような、安全ブレーキかかるような車が今出てきておりますので、今後、今すぐ買い替えるというわけではないけども、耐用年数過ぎた車に関してはそういう車を導入して、職員がまた加害者、被害者にならないように徹底して車、ドライブレコーダー等の検討をするべきかなと。ドライブレコーダーもメーカーによりますけども、そんなに高額なものではないのかなと思っておりますので、やっぱりこれからは装着していくのが、全車につけていく方が今後のためになると思います。その辺は検討をどうかよろしくお願いします。

○銭谷委員長

よろしいですか。

北委員。

○北委員

私もドライブレコーダーは同意見でございます。そして今、10月30日に私ども議会がありまして、その後にお話があったということで、納得をいたしました。たった5日間で、どうしてもしこれが分かっていたら、この私たちの議会でお話があつてしかりだと思ったからです。そこは御理解をさせていただきました。そして、職員の皆様、私たちもどもどもにですが、交通マナーの徹底についてもしっかりと御周知して下さったこともお聞かせいただけました。

その上で、今回私ども、この定例会の議案もいただいておりますけれども、この参考資料、特にふと思いましたのは、職員の方は実名が載っておりません。しかし、今回被害者となられた相手方、お名前が載っております。当然ながら大事な参考資料でございますので、守秘義務の中で当然だと思うんですけども、ただ、このお名前のところを、この参考資料のほうに二重に、ここにも載っておりますので、どうなのかなと思う部分も少しあります。これは質問というよりは少し課題で、あるべき形が大事だと思いますけれども、個人情報にもなりますので、その部分はこの職員さんの名前は載っておりません。そして

その上でこの被害者の方が載っているということに違和感を感じております。少しその部分は御配慮をいただくことも視野に入れることが大事ではないかと思っております。以上です。

○銭谷委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、報第1号は先ほどの説明をもって、理事者より詳細な御報告を受けましたことにより、報告受理といたします。

(6) 同第1号 南和広域医療企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて

○銭谷委員長

次に、同第1号、南和広域医療企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて、理事者の説明を求めます。

藤井企業長職務代理。

○藤井企業長職務代理者

では、監査委員の選任につきまして議会の同意を求める件でございます。議案説明資料15ページ、議案資料6をお願いします。

企業団には識見監査委員と議会選出監査委員の2名の監査委員が選任されております。

議会選出監査委員につきましては、昨年の令和2年第1回定例会におきまして野迫川村選出の別所委員を選任いただいております。

識見監査委員につきましては、昨年の3月1日で橋本現監査委員が任期満了となっております。その後、選任に時間を要しておりましたが、今回高野馨氏を監査委員として選任し、同意を求めるものでございます。

資料に記載のとおり、高野様は奈良県職員としての経験や、黒滝村の副村長も務められ、行政経験が豊富で企業団の監査を適正に行っていただけるものと考え、今回選任する理由となりました。

説明は以上でございます。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

同第1号に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

同第1号、南和広域医療企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

同第1号については、同意することに決しました。

◎3. その他

○銭谷委員長

続きまして、この機会に何かございますか。発言する委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

当初予算の上程ということで、その他ということでございます。

新しい年度を迎えるに当たりまして、この企業団として未収金が回収に当たってくださっております。前回の議会におきましても、キャッシュレス、さまざまな観点で電子マネーも含め、御検討されるということを述べておられました。本当に対象となられる方々は、さまざまな事情がございます。その中で連携していただき、未収金の回収に当たってくださっております。その上で、なお一層未収金の回収につなげるべく、キャッシュレスも含めた検討されるということを前回の議会で述べておられましたけれども、その後の進捗、令和3年度がスタートするに当たりまして、その体制はいか様になっておりますでしょうか。

○銭谷委員長

藤井企業長職務代理。

○藤井企業長職務代理

ありがとうございます。

まず現状でございますが、前回8月段階で未収金、約1,260万円あるというふうにお答えをさせていただいております。

これは12月末時点で、現在約1,040万円程度ということで、ほぼ220万円程度収納でき、回収できているという状況になっております。

御質問のキャッシュレスの関係ですが、その検討という中で、実際にシステム上可能であるかというところで、ちょっと時間要してまして、それを機械をつなぐためには、本体のその会計システムを触る必要がございます、そこでちょっと会計システムの見直しとともにやる必要があるというところで、検討途上というところでございます。

回収を強化するという意味では、来年弁護士法人への回収委託の中で、例えばできるだけ調査をこまめにしてもらおうとか、あるいは職員の訪問もできるだけ手がけていくとかいうところで、強化をしていきたいというふうなことは考えております。以上です。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

分かりました。

システムの部分もよく理解できますし、電子マネー、キャッシュレス、この後なお一層の、さまざまな状況も熟慮しながら、その対象となり得る皆様への回収だと思えます。

そういう部分では検討ということで、お言葉を残していらっしゃいますので、その部分はしっかりと御検討いただき、また追って議会のほうにも御説明を賜りたいと思えます。

委員長、以上です。ありがとうございました。

○銭谷委員長

ほかに何かありませんか。

では理事者側からの。

○森田人事課長

失礼します。先ほど、北副委員長のほうから御質問いただきました、議案資料1のところで、コロナ補助金を財源としました特殊勤務手当、それから時間外勤務手当の人数をご質問いただきましてありがとうございます。

それにつきましては、まず特殊勤務手当でございますが、これにつきましては、この補助金といいますのはコロナ受入れ施設ということで南奈良が中心になってございます。それで、吉野あるいは五條からも応援が来るということで、全体で500人程度と思います。

それから、時間外勤務手当につきましては、これにつきましてもコロナに直接携わる職員としまして、感染症のドクターでありますとか、それに受入病棟、それから外来、救急等、ナース等も含めまして、合計70名程度というふうに考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○銭谷委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

理事者側からも何かございませんか。

それでは、ないようですので、以上でその他事項の質疑等を打ち切ります。

◎審議終了

○銭谷委員長

以上をもちまして、本日の当委員会で予定していました事項の全てについて、審議が終了いたしました。

◎継続審査申出

○銭谷委員長

続きまして、会議規則第67条の規定により、閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出たいと思います。

その理由としては、前回と同様に、業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項等について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにより御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会での閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処

理する事務全般について、議長に申し出ることに決しました。

◎委員長報告

次に、本会議において、当委員会での審査の経過と結果につきまして、委員長報告を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会での審査の経過と結果につきまして、本会議で委員長報告を行うこととします。議長のお取り計らいをお願いします。

委員長報告の内容につきましては、私に一任でお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

審議内容をまとめて作文している時間がないので、不出来な面は御容赦いただきますようお願いいたします。

◎閉会宣告

○銭谷委員長

最後になりましたが、委員各位の御協力によりまして、円滑に審議を進行することができましたことを感謝申し上げます。

これを持ちまして、総務委員会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

閉会 午後 3時 45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

令和3年2月26日

委員長 銭 谷 春 樹

署名委員 小 西 規 夫

署名委員 和 田 晃 裕